

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

入札公告に示すとおり。

2 競争参加者に必要な資格

入札公告に示すとおり。

競争参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた調達業務に係る経済上の要件及び技術仕様・適合性の説明並びに必要説明資料について、別紙様式1により、令和6年5月16日（木）午後5時までに下記12へ提出し審査を受けてください。

なお、不備事項については開札日の前日までに、競争参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

3 入札及び開札

(1) 競争参加者又はその代理人は、仕様書及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札してください。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記12に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 競争参加者又はその代理人は、別紙様式2による入札書を直接提出してください。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めません。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。

(4) 入札の日時及び入札の場所は、入札公告に示すとおりです。

(5) 競争参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を提出してください。

ア 委託に付される調達業務名

イ 入札金額

ウ 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (6) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしてください。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出してください。
- (9) 競争参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがあります。
- (10) 競争参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (11) 競争参加者又はその代理人は、委託料の支払方法、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。
- (12) 「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）」を有しない者は、開札時までには資格の確認を受けることを条件に入札書を提出することができます。ただし、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書を落札決定の対象としません。
- (13) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告に示すとおりです。
- (14) 入札回数は、2回を限度とします。第2回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第2回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。なお、この場合の見積り回数は2回を限度として行います。
- (15) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとします。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。
- (16) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(15)の立会い職員以外の者は、入場することができません。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができません。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を、提出してください。
- 競争参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び委任状を入札書と同時に提出してください。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできません。
- (20) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去してください。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

- (21) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人になることができません。
- (22) 開札をした場合において、競争参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をします。この場合において、競争参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行います。

4 入札保証金

入札保証金とは、入札にあたり競争参加者があらかじめ長野県山岳遭難防止対策協会に納付する保証金をいい、落札者が契約を締結しない場合に、納付した保証金は長野県山岳遭難防止対策協会に帰属します。

- (1) 競争参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、入札書提出時までには納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。なお、入札保証金について免除要件に該当するか否かは、別紙様式3を用いて審査されます。
- ア 競争参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争参加者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- ウ イに掲げるもののほか、前号に準ずるものであつて、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- (2) 予算執行者は、入札参加にかかる説明書の提出があつたときは、入札保証金の納付免除の有無を審査するものとし、納付が必要な競争参加者には、その旨通知します。なお、予算執行者が審査に必要なときは、資料等の提出を求める場合があります。
- (3) (1)の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとします。
- (4) (1)の入札保証金の額又は担保の価額は、見積もった金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の5に相当する金額以上とします。
- (5) 入札保証金等の納付方法は次のとおりとします。
- ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。
- イ 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。
- なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。
- また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。
- ウ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時までには寄託してください。
- (6) 開札を行い落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付します。また、落札者が納付した入札保証金等は契約の締結後にこれを還付するものとし、
- (7) 競争参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金による納付を行った場合は、請求書を提出するものとし、予算執行者は、競争参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を支払うものとし、

- (8) 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、長野県山岳遭難防止対策協会に帰属するものとします。また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合においては、(4)により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとします。
- (9) 入札保証金には、利子を付さないものとします。

5 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とします。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争入札の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (4) 入札人が協定して入札した入札書
- (5) 調達業務名及び入札金額のない入札書
- (6) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が前記4(4)の額に達しない場合の当該入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定します。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

7 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行にあたりあらかじめ長野県山岳遭難防止対策協会に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は長野県山岳遭難防止対策協会に帰属します。

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、4の(2)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、長野県山岳遭難防止対策協会に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日の翌日から起算して5日以内に契約書の取りかわしをするものとします。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付します。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

9 契約条件

別添契約書（案）のとおり。

10 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

郵便番号 380-8570

所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

機関名 長野県山岳遭難防止対策協会事務局（長野県観光スポーツ部山岳高原観光課）

電話番号 026（235）7254（直通）

11 その他必要な事項

競争参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用についてはすべて当該競争参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担してください。

12 本件調達及び入札に関する問い合わせ先

郵便番号 380-8570

所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

機関名 長野県山岳遭難防止対策協会事務局（長野県観光スポーツ部山岳高原観光課）

電話番号 026（235）7254（直通）

別表 入札保証金又は契約保証金に代わる担保区分

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債権金額
イ	特殊法人登記令（昭和39年政令第28号）第1項に規定する法人の発行する債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以降の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額